

大阪広域水道企業団職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する  
条例を公布する。

令和3年11月24日

大阪広域水道企業団  
企業長 永藤 英機

大阪広域水道企業団条例第5号

大阪広域水道企業団職員のサービスの宣誓に関する条例の一部  
を改正する条例

大阪広域水道企業団職員のサービスの宣誓に関する条例（平成23年大阪広  
域水道企業団条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に  
下線で示すように改正する。

| 改正後                               | 改正前                                 |
|-----------------------------------|-------------------------------------|
| 別記様式（第2条関係）<br>宣誓書<br>（略）<br>（氏名） | 別記様式（第2条関係）<br>宣誓書<br>（略）<br>（氏名） 印 |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。